

東京地方裁判所及び管内の支部

●申立書提出先一覧

住所等	申立先	所在地	備考
特別区の存する区域(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区)、三宅村、御蔵島村、小笠原村、八丈支庁の所管区域(八丈町、青ヶ島村)、大島支庁の所管区域(大島町、利島村、新島村、神津島村)	東京地方裁判所(本庁)	〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4	
	【執行事件】 東京地方裁判所 民事執行センター	〒152-8527 東京都目黒区目黒本町2-26-14	
	【商事・倒産・知的財産事件】 東京地方裁判所 中目黒庁舎	〒153-8626 東京都目黒区中目黒2-4-1	商事・倒産・知的財産事件の詳細は、「ビジネス・コート(東京地裁中目黒庁舎)における事件受付のご案内」をご覧ください。
八王子市、日野市、あきる野市、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、立川市、府中市、昭島市、調布市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市、青梅市、福生市、羽村市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡奥多摩町、町田市、多摩市、稲城市	東京地方裁判所 立川支部	〒190-8571 東京都立川市緑町10-4	

※行政事件は、本庁のみで取り扱っており、支部では取り扱っていません。

ビジネス・コート(東京地裁中目黒庁舎)における事件受付のご案内

番号	事件類型	受付場所
1	会社等に関する訴訟事件 (例)会社設立・合併無効、決議無効取消等の会社法上の訴 株式払込金出資金、株主権、除名又は退社等に関する事件 会社以外の法人の理事らの地位と定款変更等法人の組織に関する事件	民事訟廷 (2階)
2	独占禁止法第24条の差止、同法第25条の損害賠償請求事件	
3	消費者契約法第12条に規定する請求事件(差止請求に係る訴)	
4	1から3までの事件に係る仮差押、仮処分事件	
5	4の事件の担保又は保証の取消しに係る事件	
6	4の保全執行事件を基本事件とする執行雑事件	
7	4の事件の異議、取消事件	
8	手形・小切手訴訟事件	
9	手形・小切手訴訟判決の異議申立て事件	
10	手形・小切手訴訟判決の異議申立てに付随する執行停止事件	
11	10の事件の担保又は保証の取消しに係る事件	
12	特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権に関する訴訟事件	
13	不正競争防止法、商法第12条、会社法第8条、第21条に規定する請求事件	
14	12及び13の事件に係る仮差押、仮処分事件	
15	14の事件の担保又は保証の取消しに係る事件	
16	14の保全執行事件を基本事件とする執行雑事件	
17	14の事件の異議、取消事件	
18	知的財産権に関する民事調停事件	
19	知的財産権に関する商事調停事件	
20	知的財産権に関する発信者情報開示命令事件	
21	20の事件の終局決定に対する異議の訴	
22	特許庁長官の処分取消行政事件	
23	仲裁法に規定する事件	
24	民事非訟事件	民事第8部 (2階)
25	商事非訟事件(特別清算事件を除く。)	
26	破産事件	民事第20部 (1階)
27	免責事件	
28	再生事件	
29	会社更生事件	
30	特別清算事件	
31	船舶所有者等責任制限事件	
32	油濁等損害賠償責任制限事件	
33	小規模個人再生事件	
34	給与所得者等再生事件	
35	消費者裁判手続特例法による簡易確定手続	
36	承認援助事件	
37	企業の私的整理に関する特定調停事件	
38	26から37までの事件に係る雑事件	
39	ビジネス・コート取扱事件を基本事件又は本案事件とする雑事件 (例)執行停止、証拠保全、証拠収集処分、閲覧制限、訴訟費用額確定等 (38の事件を除く。)	民事訟廷 (2階)
40	ビジネス・コート取扱事件に係る上訴提起事件	
41	40の事件に付随する執行停止事件	
42	41の事件の担保又は保証の取消しに係る事件	
43	ビジネス・コート取扱事件に係る抗告提起事件	

※なお、郵便で訴状等を提出される場合は、郵便物の宛先を以下のとおり記載してください。

1～23、39～43の事件	宛先 民事訟廷事務室事件第2係
24～25の事件	宛先 民事第8部非訟係
26～38の事件	宛先 民事第20部